

品川区医師会設備整備資金貸付要綱

制定 平成12年 8月15日 区長決定

要綱第118号

改正 平成27年 4月1日 部長決定

要綱第520号

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人品川区医師会および一般社団法人荏原医師会（以下「医師会」という。）が区民の健康維持増進を目的として、品川区から委託を受けて実施する区民健康診査、各種がん検診等を充実するために必要な医療機器等の整備をする際に財政支援を行うための必要な事項を定める。

(支援方法等)

第2条 財政支援の方法は、医師会が医療機器等の整備をする際に必要とする資金を貸し付ける。

(貸付額)

第3条 貸付額は、前条に掲げる機器等の整備に要する経費とし、予算の範囲内とする。

(貸付条件)

第4条 貸付利息および元利金の償還方法は、別に定める。

2 金銭消費貸借契約書を相互に取り交わし、貸付を実施する。

(貸付申込)

第5条 医師会は、貸付けを受けようとする場合は、区と事前協議を行い、当該貸付けを受けようとする日の1か月前までに、貸付金借入申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 資金計画書

(貸付金の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、医師会設備整備資金貸付決定通知書（第2号様

式)により医師会に通知するものとする。

(契約の方法)

第7条 資金の貸付けは、金銭消費貸借契約により実施する。

(損害金)

第8条 医師会は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき、年8.25% (年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)の割合を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。)を損害金として、区に支払わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年8月17日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日健康推進部長決定)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長様

医師会

会長

設備整備資金貸付金借入申請書

医療機器等の整備にあたり、資金を品川区から借受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 借受希望日 年 月 日
- 2 借受金額 金 円
- 3 借受利息 年 %
- 4 返済方法

- 5 関係書類 (1)事業計画書
(2)資金計画書

(第2号様式)

年 月 日

医師会

会長

様

品川区長

設備整備資金貸付決定通知書

年 月 日付により設備整備資金を品川区から借り入れることの申請について内容を審査した結果、下記のとおり貸付けを決定したので通知いたします。

記

- 1 貸付日 年 月 日
- 2 貸付金額 金 円
- 3 貸付利息 年 %
- 4 貸付方法 別紙「金銭消費貸借契約書」を相互に取り交わし行う。
- 5 返済方法